香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル新旧対象表　　　　　　　　　　　　　　　　　№１

|  |  |
| --- | --- |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 目次　付録１：関連する法令・通知　・・・・・・・・・・・・・・・・４４　　①「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」　　　　平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号　・・・４４　　②「社会福祉施設等における感染症等発生時指示に係る報告について」　　　平成1７年２月２２日 厚生労働省老健局長通知（老発第0222001号）・・４５　　③「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する　　　指導要綱」　　　　平成２１年２月１６日改正 ・・・・・・・・・・・・・・４７　　④「大規模食中毒対策等について」 平成9年3月24日　　 厚生省生活衛生局長通知（衛食第85号）・・・・・・・・５０　　　　◎大量調理施設衛生管理マニュアル ・・・・・・・・・・５１　　　　　（別添２）標準作業書 ・・・・・・・・・・・・・・・６０　　⑤「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」平成9年6月30日 厚生省生活衛生局食品保健課長通知（衛食第201号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３　付録２：感染症法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・７６　付録３：様式の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９　　① 施設医への報告様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・７９　　② 保健所・社会福祉施設等主管部局への報告様式例・・・・・８０③ 施設所管課への報告様式例・・・・・・・・・・・・・・・８１　付録４：消毒法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２　付録５：感染対策チェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・８５　付録６：高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策について（参考）・・・・・８７　付録７：「大量調理施設衛生管理マニュアル」新旧対照表・・・・８９ | 目次　付録１：関連する法令・通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・４４　　①「社会福祉施設等における感染症等発生時指示に係る報告について」　　　平成1７年２月２２日厚生労働省老健局長通知（老発第0222001号）・・４４　　②「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」　　　　平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号・・・・４６　　③「大規模食中毒対策等について」平成9年3月24日　　　　厚生省生活衛生局長通知（衛食第85号）・・・・・・・・４７　　　◎大量調理施設衛生管理マニュアル ・・・・・・・・・・・４８　　　　（別添２）標準作業書 ・・・・・・・・・・・・・・・・５６　　④「中小規模食調理施設における衛生管理の徹底について」平成9年6月30日 厚生省生活衛生局食品保健課長通知（衛食第201号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０　付録２：感染症法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・７３　付録３：様式の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６　　① 施設医への報告様式例・・・・・・・・・・・・・・・・・７６　　② 保健所・社会福祉施設等主管部局への報告様式例・・・・・７７　　③ 施設所管課への報告様式例・・・・・・・・・・・・・・・７８　付録４：消毒法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９　付録５：感染対策チェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・８２ |
| №２ |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 　香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル検討委員会名簿：削除　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１８年２月　第１版　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１９年３月　一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２１年　月　一部改正【P１：１０行目】　**各施設で独自のマニュアルを作成し、感染症発生を想定した訓練を実施する**ことが望まれます。【Ｐ２：３３行目】(2) 感染経路の遮断感染経路には、① **空気感染**、② **飛沫感染**、③ **接触感染、**及び針刺し事故などによる④ **血液媒介感染**などがあります。感染経路に応じた適切な対策をとりましょう。【Ｐ５：１４行目】そのためには、(2)（Ｐ２）で述べたように、① 病原体を持ち込まない、② 病原体を拡げない、③ 病原体を持ち出さないことが重要です。【Ｐ６：２６行目】付録の感染対策チェックリスト（Ｐ８５・８６）等を活用して、施設における感染対策を定期的にチェックすることも検討します。【Ｐ７：１１行目 囲み】① 記載内容が現実に実践できること。また、日々の実施状況や訓練を踏まえ、適宜内容を見直すこと。 | 　香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル検討委員会　名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１８年２月　第１版　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１９年３月　一部改訂【P１：１０行目】　**各施設で独自のマニュアルを作成することが望まれます。**【Ｐ２：３３行目】(2) 感染経路の遮断感染経路には、① **空気感染**、② **飛沫感染**、③ **接触感染、**及び針刺し事故などによる**血液媒介感染**などがあります。感染経路に応じた適切な対策をとりましょう。【Ｐ５：１４行目】そのためには、(2)で述べたように、① 病原体を持ち込まない、② 病原体を拡げない、③ 病原体を持ち出さないことが重要です。【Ｐ６：２６行目】付録の感染対策チェックリスト（Ｐ８２・８３）等を活用して、施設における感染対策を定期的にチェックすることも検討します。【Ｐ７：１１行目 囲み】① 記載内容が現実に実践できること。また、実施状況を踏まえ、適宜内容を見直すこと。 |
| №３ |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 【Ｐ８：２２行目】感染症のまん延を防止する観点から、職員に対する十分な教育・研修が必要です。適切な知識を普及・啓発するとともに、感染症発生を想定した訓練を行うなどにより、衛生管理の徹底と衛生的な行動の励行を行います。【Ｐ９：２０行目】また、浴槽水の検査を年１回以上行い、（浴槽水を毎日完全に換えることなく使用している場合は、検査の頻度を高めます。）水質検査結果を検査の日から３年間保管するとともに、その結果が、「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」（Ｐ４７参照）**第５条の水質基準に適合していない時は、直ちにその旨を県の社会福祉施設等主管部局に報告**（要綱第４条（２）Ｐ４８参照）します。【Ｐ１０：１５行目】　② 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌等（ウィルスを含む）を死滅させること【Ｐ１０：２０行目】なお、具体的な作業手順、注意点等については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の別添２標準作業書（Ｐ６０参照）、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の参考資料Ⅰ（Ｐ７４参照）に準じてください。【Ｐ１０：２３行目】囲み：削除 | 【Ｐ８：２２行目】感染症のまん延を防止する観点から、職員に対する十分な教育・研修が必要です。適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底と衛生的な行動の励行を行います。【Ｐ９：２０行目】また、浴槽水の検査を年１回以上行い、（浴槽水を毎日完全に換えることなく使用している場合は、検査の頻度を高めます。）水質検査結果を保管します。【Ｐ１０：１３行目】　② 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること【Ｐ１０：１８行目】なお、具体的な作業手順、注意点等については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の別添２標準作業書（Ｐ５５参照）、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の参考資料Ⅰに準じてください。（Ｐ７０参照）【Ｐ１０：２１行目 囲み】＊参照：平成９年３月２４日 厚生省生活衛生局長通知「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成１５年８月２９日一部改正）成９年６月３０日 厚生省生活衛生局食品保健課長通知「中小規模調理施における衛生管理の徹底について」 |
| №４ |
| 改 訂 後 | 現　行 |
| 【Ｐ１０：２３行目】また、非加熱加工食品を利用する場合は、食品納入業者から自主検査結果を求めるなど、日ごろからの衛生管理に努めるとともに、食中毒発生による給食施設の使用中止の場合を想定し、施設の消毒等のシミュレーションを１年に１回程度行うことや、給食業者への委託などの代替措置を検討しておくことも重要です。【Ｐ１０：２９行目】３ 3) (1)（Ｐ７）で述べたように、職員は、施設と外部との出入りの機会が多いことから、施設から家庭、家庭から施設へと病原体を媒介する可能性が高いということに注意する必要があります。【Ｐ１４：19行目】　さらに、おむつ交換時に着用するエプロン等（感染症が疑われる場合はプラスチックエプロンを着用し、その都度使い捨てる）は、おむつ交換専用として使用します。【Ｐ１６：１行目】また、熱があるかどうかは、検温だけでなく、トイレ誘導やおむつ交換などのケアの際、入所者の体に触れた時にも確認することができます。【Ｐ１７：２４行目】　対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択（付録4：消毒薬の抗微生物スペクトル＊と適用対象 Ｐ８４参照）【Ｐ１８：１６行目】＊部：削除 | 【Ｐ１０：２５行目】また、非加熱加工食品を利用する場合は、食品納入業者から自主検査結果を求めるなど、日ごろからの衛生管理に努めるとともに、食中毒発生による給食施設の使用中止の場合を想定し、給食業者への委託などの代替措置を検討しておくことも重要です。【Ｐ１０：３０行目】３ 3) (1)で述べたように、職員は、施設と外部との出入りの機会が多いことから、施設から家庭、家庭から施設へと病原体を媒介する可能性が高いということに注意する必要があります。【Ｐ１５：３３行目】また、熱があるかどうかは、検温するまでもなく、トイレ誘導やおむつ交換などのケアの際、入所者の体に触れたときにわかります。【Ｐ１７：２５行目】　対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択（参照Ｐ７９ 付録4：消毒薬の抗微生物スペクトルと適用対象）【Ｐ１８：１６行目】イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が**１０名以上又は全利用者の半数以上**発生した場合＊＊同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、１０名以上又は全利用者 |
| №５ |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 【Ｐ１８：１８行目】・感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数（職員に同様の症状がある場合には、職員の人数も報告する）【Ｐ２３：３行目】Ⅰ 結核　《２類感染症》【Ｐ２３：２５行目】　胸部エックス線検査、痰の検査、ツベルクリン反応（ツ反）検査、QFT（クオンティフェロン）等【Ｐ２４：22行目】　QFT検査：追加【Ｐ２４：３６行目】QFT検査：追加【Ｐ２６：８行目】（厚生労働省・日本医師会作成　平成１８年２月改訂）【Ｐ２７：１行目】Ⅱ レジオネラ症　《４類感染症》【Ｐ３４：１８行目】・石けんを泡立てて洗い、流水でのすすぎを十分行います。 | の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの**累積の人数ではない**ことに注意する。【Ｐ１８：２０行目】・感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数【Ｐ２３：３行目】Ⅰ 結核【Ｐ２３：２５行目】　胸部エックス線検査、痰の検査、ツベルクリン反応（ツ反）検査等【Ｐ２４】【Ｐ２４】【Ｐ２６：８行目】（厚生労働省・日本医師会作成毎年１０月頃作成）【Ｐ２７：１行目】Ⅱ レジオネラ症【Ｐ３４：１９行目】・石けんを泡立ててブラシなどを使用して洗い、流水でのすすぎを十分行います。 |
| №６ |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 【Ｐ３６：３９行目】・血液に触れる可能性がある職員は、採用時や定期健診時に肝炎ウイルス検査を行い、必要な場合にはＢ型肝炎ワクチンを接種しておくとよいでしょう。【Ｐ３７：２６行目】＊ 第１回→（１か月後）第２回→（第１回から３～４か月後）第３回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓（第１回から６か月後）ＨＢｓ抗体検査【Ｐ４２】資料：全部見直し【Ｐ４４】　① 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」【Ｐ４５】　②「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」【Ｐ４７】　③「香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱」【Ｐ５０】④「大規模食中毒対策等について」 | 【Ｐ３６：３９行目】・血液に触れる可能性がある職員は、入職時や定期健診時に肝炎ウイルス検査を行い、必要な場合にはＢ型肝炎ワクチンを接種しておくとよいでしょう。【Ｐ３７：２７行目】＊ 第１回→（１か月後）→第２回→（６か月後）→第３回【Ｐ４２】資料【Ｐ４４】①「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」【Ｐ４６】②「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」【Ｐ４７】③「大規模食中毒対策等について」 |
| №７ |
| 改 正 後 | 現　行 |
| 【Ｐ５１：４行目】　大量調理施設衛生管理マニュアル（最終改正：平成20年６月18日食安発第0618005号）【Ｐ７３】　⑤ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について【Ｐ７６】付録：感染症法について：全部見直し【Ｐ７７】　表Ａ１　改正感染症法おける感染症と届出・報告の義務（2008.5）：全部見直し【Ｐ７８】表Ａ２　改正感染症法おける感染症の性格と主な対応・措置（2008.5）：全部見直し【Ｐ８７】追加付録６：【参考】高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策について【Ｐ８８】：追加【参考】【Ｐ８９】：追加　「大量調理施設衛生管理マニュアル」新旧対照表 | 【Ｐ４８：４行目】　大量調理施設衛生管理マニュアル（最終改正：平成15年8月29日食安発第0829008号）【Ｐ７０】③ 中小規模調理施設における衛生管理の徹底について【Ｐ７３】　付録：感染症法について【Ｐ７４】　表Ａ１　改正感染症法おける感染症と届出・報告の義務(2003.11)【Ｐ７５】表Ａ２　改正感染症法おける感染症の性格と主な対応・措置(2003.11) |